

1. HPVワクチンの情報提供に係る検討の経緯

- 平成 30 年 1 月より、本部会における議論を経て作成した現在のリーフレットを用い、ワクチンの有効性と安全性に関する情報提供に取り組んできた。
- 平成 30 年に行った自治体及び国民への調査の結果、国民に情報が十分に行き届いていないことが明らかになった。

<調査結果の概要>

- ・自治体におけるリーフレットの活用状況や、国民のリーフレットの認知状況は必ずしも高くない。
- ・リーフレットは、HPVワクチンの有効性と安全性を伝えるものとして理解されているが、より分かりやすい表現が求められている。

- この調査結果を踏まえ、
 - ① HPVワクチンの接種対象者やその保護者に対し、より確実に情報を届ける方法を検討する
 - ② より分かりやすいリーフレットとするために、調査結果等を踏まえて記載内容を改訂することとなった。
- 令和元年 11 月に、リスクコミュニケーションや広報等の専門家からヒアリングを行った上で、令和 2 年 1 月及び 7 月に、情報提供の目的・方法を整理し、情報提供の具体的な内容について検討を行った。

2. HPVワクチンの情報提供の目的・方法・内容について

HPVワクチンの情報提供について、これまで本部会においてご議論いただいた内容を踏まえ、以下のような目的・方法・内容で実施することとし、自治体に対して通知してはどうか。

(1) 情報提供の目的

- 公費によって接種できるワクチンの一つとして HPV ワクチンがあることについて知っていただくとともに、HPV ワクチン接種について検討・判断するためのワクチンの有効性・安全性に関する情報等や、接種を希望した場合の円滑な接種のために必要な情報を、接種対象者及びその保護者に届けることを目的とする。
- こうした目的を踏まえ、情報提供の方法及び内容を以下のとおり見直し、更なる情報提供の充実を目指すこととする。

(2) 情報提供の方法

- 接種対象者及びその保護者が情報に接する機会を確保し、接種をするかどうかについて検討・判断ができるよう、自治体からリーフレット又は同様の趣旨の情報提供資材の個別送付を行う。

※ 情報提供については、居住する自治体にかかわらず行われるよう、予防接種法施行令第6条の周知の一環として実施するものとする。

(3) 情報提供の内容

- こうした情報提供を行う際に市町村等が使用できるよう、既存の3種類のリーフレットについて、①対象者・目的を改めて整理し、構成の変更を行う、②読みやすさ、わかりやすさを重視する、との方向性に沿って改訂する（別紙1～4）。

※ 情報提供に当たっては、積極的な勧奨とならないよう、個別送付する資材に接種をお勧めする内容を含めないことを留意する。

- 接種対象者及びその保護者が接種を希望する場合は接種を受けられるよう、接種の方法（当該自治体における接種日時・接種場所等）をリーフレット等と併せてお知らせする。